

第 6 号  
令和 2 年 11 月 27 日

横浜市長 林 文子 様

横浜市いじめ問題調査委員会  
委員長 松原 康雄

**横浜市いじめ問題調査委員会運営要綱第 5 条第 2 項に基づく意見聴取について（意見具申）**

横浜市いじめ問題調査委員会運営要綱第 5 条第 2 項に基づき、令和 2 年 8 月 3 日、市人第 396 号をもって本委員会に諮問された重大事態案件について、次のとおり意見具申します。

- 1 いじめ防止対策推進法第 30 条第 2 項に基づく再調査の必要性はないものと考えます。

（理由）

別紙のとおり

## いじめ防止対策推進法第30条第2項に基づく再調査の必要性に関する意見

令和2年5月28日付学校いじめ防止対策委員会によるいじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査報告書に対し、当該報告書にかかる被害生徒保護者より、再調査を求める意見が提出され、当委員会に再調査の必要性に関する意見の求めがあった、このことについては、以下のとおりの結論となりました。なお、本件について、当委員会の所見についても付言させていただきます。

### 1 結論

本件について、以下の理由のとおり、再調査の必要性については、ないものと考えます。

### 2 理由

#### (1) 保護者意見書について

被害生徒保護者より提出された令和2年7月9日付の所見については多くの指摘が記載されているところですが、その主な点は、再調査が必要かどうかという観点からみると、いじめの調査について、いじめ防止対策推進法（以下「法」といいます。）第28条に基づく調査を速やかに行うべきであったにもかかわらず、当初、法第24条に基づく調査を行ったがために、調査に遅延が生じたとの指摘や、いじめと認定されたものが限定的であること、外部委員の中立性・公平性に対して疑念があることであると考えます。

もちろん、その他にも細かな点で被害生徒保護者の認識と異なることを指摘している部分がありますが、所見の記載の多くは、特に法的な手続きに則っていないことから被害が拡大したとの指摘になると考えます。

#### (2) 手続きの違法性について

調査報告書等から、調査を実施するための手続きの進行や要件について確認したところ、確かに法の文言のみをみれば、調査を行うかどうかについての被害生徒保護者の意見は特段、法第28条の調査を開始するための要件として明記されているものではありません。そのため、法24条に基づく調査から法第28条に基づく重大事態調査へ移行しようと思えば、本件の状況であれば重大事態調査

を行うことはできたのは、所見に記載されているとおりと考えます。

ただし、一方で、法や文部科学省の基本方針等で、被害生徒への寄り添いというものも重視していることは明らかといえます。そのため、法第24条による調査、法第28条による調査について、被害生徒保護者への意見を確認すること自体は何ら問題があることではありません。

この際、学校や教育委員会は、法第24条による調査、法第28条による調査について、被害生徒保護者らに誤解を与えないよう、説明等を怠ることのないようにしなければならないのは、言うまでもありません。

この点、教育委員会は、被害生徒保護者に対して、法第24条と法第28条では調査方法の差異がないこと、重大事態調査報告書は公表が原則であることなどについて説明した上で、被害生徒保護者の意見を聞きながら調査の進め方を決定しています。このように説明をし、意向を確認した上で進めること自体は、前述のとおり違法なものではありませんし、教育委員会が行った説明に特段の誤りはないと考えられます。

したがって、法第28条への移行について、法的に違法な点があったかといえ、当委員会の判断としては、違法な手続きとはいえないとの結論に至りました。

### (3) 再調査の必要性について

再調査を必要とする場合について、文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」によれば、

- ① 調査等により、調査時には知り得なかった新しい重要な事実が判明した場合又は新しい重要な事実が判明したものの十分な調査が尽くされていない場合
  - ② 事前に被害児童生徒・保護者と確認した調査事項について、十分な調査が尽くされていない場合
  - ③ 学校の設置者及び学校の対応について十分な調査が尽くされていない場合
  - ④ 調査委員の人选の公平性・中立性について疑義がある場合
- などが例として挙げられています。

これは、法が再調査をする場合について、「調査の結果についての調査」に限定しており、法第30条第4項で、教育委員会の事務を管理するなどの権限配分についても特例を設けていないことを

踏まえているからです。

そうした観点からみてみると、所見によれば被害生徒保護者と報告書で学校対応等について意見の異なるところがありますが、「いじめ」そのものについて再調査を行ってほしいという指摘は、新しい事実の提示や、客観的な証拠によって裏づけされるものとしては、特にありませんでした。また、外部調査委員の人選について疑義を呈していますが、外部調査委員である弁護士や臨床心理士は、神奈川県弁護士会及び神奈川県臨床心理士会の推薦であり、その公平性・中立性は確認されています。

また、報告書の中において、本件学校の法第28条調査の開始の経緯は、すでに調査されており、再発防止についても言及はなされていると考えます。なお、再発防止策の適否については、当委員会で論じるものでないと考えます。

そのうえで、調査が法第24条によるものか、法第28条によるものにするかは、今後、横浜市としても、より一層、被害生徒に寄り添えるものにして、どのようにしていくかを検討していく必要はあると考えますが、再調査の必要性に該当する事項とは言い難いものと思慮します。

よって、当委員会として、再調査の必要性はないものとの結論に至りました。

### 3 付言

#### (1) 被害生徒及びその保護者への寄り添いについて

上記のとおり、本件の調査方法については特に違法な手続きとはいえないとの結論になりましたが、被害生徒保護者からの所見で指摘されていること自体は、本件学校を含む教育委員会にとって、より良い対応を考える契機にすべきであると当委員会は考えています。

確かに法第24条による調査、法第28条による調査についてその被害生徒への聴取や関係資料の洗い出しなど、大きな差がないのは事実です。しかし、報告の在り方などに違いがあるのも事実であり、一般的な考えとして、いじめにより不登校が相当の期間継続されると思慮されるのであれば、原則として法第28条の重大事態として、速やかに対応を進めるべきであると考えます。

一方で、法や基本方針等で被害生徒への寄り添いが求められているのは間違いありませんが、それは単に被害生徒の意向にただ従う

というだけではありません。その被害生徒にとって適切な、いじめへの対応、支援方策を協議し、提示していき、被害生徒が安心、安全に学校で過ごせるようにすることが、被害生徒への寄り添いになります。

この点において、本件学校や教育委員会は、現状として被害生徒への支援方策について提案の上、実施し、また調査方針への説明等は相応にしており、手続的に違法ではなく、当委員会で再調査の必要性までは認められるものではありません。

ただし、学校や教育委員会は、今回の被害生徒及びその保護者への対応等について、両者のより良い関係づくりを考える契機にするため、あえて課題として捉えていただきたいと考えます。例えば、学校や教育委員会は、より寄り添った対応ができるよう、心理や福祉、法律などに関わる外部の専門職から助言を受けるなどの方策の充実や有効活用を図るべきと考えます。

## (2) 今後について

今回提出されている重大事態の調査報告書で数々指摘されている点について、本件学校、教育委員会は、十分に確認し、今後の再発防止を徹底することを求めます。

それと同時に、上記で述べたとおり、より良い関係づくりのために、今後、被害生徒及びその保護者との連絡方法や内容について改めて、振り返り検討するよう努めていただきたいと考えています。

そして、今現在、被害生徒及びその保護者の現状も理解するよう努めていただき、今後の支援等も続けていただくよう求めます。

以上